

割賦販売契約約款

第1条（約款の適用および契約内容）

1. プラスワン・マーケティング株式会社（以下「当社」といいます）は、当社の指定する端末機器、役務等、または端末、役務等のセット（以下「本商品」といいます）の販売について、この割賦販売契約約款（以下「本約款」といいます）を定め、これにより購入者と本商品の割賦販売に係る契約（以下「本契約」といいます）を締結します。
2. 当社は、1の本商品ごとに1の本契約を締結します。
3. 当社は、1契約者ごとに4本までの契約を上限として締結します。
4. 本商品の対象となる役務についての詳細については、対象役務の利用規約をご覧ください。

第2条（本契約の申込・継続をすることができる者の条件）

本契約の申込及び契約継続をすることができる者は、当社指定の **FREETEL SIM** 商品（以下「指定 **FREETEL SIM** 商品」といいます）の利用を申込むと共に指定 **FREETEL SIM** 商品の利用を継続している者に限ります。

第3条（本契約の申込方法および承諾等）

1. 購入者は、本契約の申込み（以下「本申込」という）をするときは、本約款に同意のうえ、当社所定の申込手続を行うものとします。
2. 前項の場合において、購入者は、当社が申込内容を確認するための書類が必要と判断する場合、当該書類を提出するものとします。
3. 当社は、次の場合には本契約の申込みを承諾しないことがあります。
 - (1) 購入者が分割払金の支払いを現に怠り、または怠るおそれがあるとき。
 - (2) 購入者が当社との間で締結している本契約の数が当社の定める基準を超えるとき。
 - (3) 当社の業務遂行上支障があるとき。
 - (4) その他当社が不相当と判断したとき。
4. 本契約の申込をできる方は、本契約の申込時において満20歳以上、満75歳未満の方に限らせていただきます

第4条（契約の成立時点）

本契約は、当社が購入者からの申込みを所定の手続きをもって承諾し、購入者に対し、所定の方法で承諾の通知をした時をもって成立するものとします。ただし、指定 **FREETEL SIM** 商品の申込において本人確認手続きが必要な場合には、本人確認手続が完了することを条件とします。

第5条（商品引渡しおよび所有権の移転）

1. 当社は、本契約が成立した後、所定の時期に本商品を購入者に引き渡すものとします。
2. 本商品の所有権は、本商品の割賦販売価格全額の支払いが完了したときに、当社から購入者に移転するものとします。
3. 購入者は、本商品の所有権移転前においては、本商品を担保に供し、譲渡し、または転売することができないものとします。

第6条（分割払金の支払期日および支払方法）

購入者は、当社が契約後に交付または送付（電子メールによる送信を含みます）する書面（以下、「契約完了書面」といいます）に記載の分割払金を、契約完了書面に記載の支払期日までに、クレジットカードにより、当社および当社が第15条の規定により債権譲渡を行った場合の譲渡先となる会社（以下「当社等」といいます）に支払うものとします。

第7条（届出事項の変更）

1. 購入者は、当社に届け出た氏名もしくは名称、住所または連絡先等を変更した場合は、速やかに当社所定の方法により当社に届け出るものとします。
2. 購入者は、前項の届出がないために、当社からの通知または送付書類等が延着または不到達となった場合には、通常到達すべき時に到達したものと当社等がみなすことに異議のないものとします。

第8条（契約上の地位の譲渡）

1. 購入者は、本契約に係る契約上の地位を譲渡することができないものとします。
2. 前項の定めは、相続または法人の合併により本契約に係る契約上の地位が承継される場合には適用しないものとします。

第9条（期限の利益喪失）

1. 購入者は、次のいずれかの事由に該当したときは、当然に本契約に基づく債務について期限の利益を失い、直ちに債務を履行するものとします。

（1）購入者の指定 **FREETEL SIM** 商品の契約が成立しなかったとき、利用が停止されたとき、または解除等により指定 **FREETEL SIM** 商品の利用が終了したとき。

（2）支払期日に分割払金の支払いを遅滞し、当社等から20日以上相当な期間を定めてその支払いを書面（電子メールを含みます）で催告されたにもかかわらず、その期間内に支払わなかったとき。

（3）自ら振り出した手形、小切手が不渡りになったとき、または一般の支払を停止したとき。

- (4) 差押、仮差押、保全差押、仮処分の申し立てまたは滞納処分を受けたとき。
 - (5) 破産、民事再生、特別清算、会社更生その他裁判上の倒産処理手続の申し立てを受けたとき、または自らこれらの申し立てをしたとき。
 - (6) 本商品の購入が購入者にとって商行為（業務提供誘引販売個人契約を除く）となる場合で、購入者が分割払金の支払いを1回でも遅滞したとき。
2. 購入者は、次のいずれかの事由に該当したときは、当社の請求により本契約に基づく債務について期限の利益を失い、直ちに債務を履行するものとします。
- (1) 本契約上の義務に違反し、その違反が本契約の重大な違反となるとき。
 - (2) その他購入者の信用状態が著しく悪化したとき。

第10条（遅延損害金）

1. 購入者は、分割払金の支払いを遅滞したときは、支払期日の翌日から支払日に至るまで、当該分割払金に対し商事法定利率（平成22年9月1日現在年6%）（1年を365日とする日割計算。以下同じ）を乗じた額の遅延損害金を支払うものとします。
- ただし、支払期日の翌日から起算して15日以内に支払いがあった場合は、この限りではありません。
2. 購入者は、本契約に基づく債務について期限の利益を喪失したときは、期限の利益喪失の日から完済の日に至るまで、本商品の割賦販売価格から既に支払われた分割払金の合計額を控除して得た残金全額に対し、商事法定利率（平成28年3月23日現在年6%）を乗じた額の遅延損害金を支払うものとします。

第11条（解除）

購入者が第9条各項各号に定めるいずれかの事由に該当した場合は、当社は、本契約を解除することができるものとします。

第12条（反社会的勢力に対する表明保証）

1. 購入者は、本サービス契約締結時および締結後において、自らが暴力団または暴力団関係企業・団体その他反社会的勢力（以下、総称して「反社会的勢力」という）ではないこと、反社会的勢力の支配・影響を受けていないことを表明し、保証するものとします。
2. 購入者が次の各号のいずれかに該当することが合理的に認められた場合、当社はなんら催告することなく本サービス契約を解除することができるものとします。
- (1) 反社会的勢力に属していること
 - (2) 反社会的勢力が経営に実質的に関与していること
 - (3) 反社会的勢力を利用していること
 - (4) 反社会的勢力に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていること

- (5) 反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していること
- (6) 自らまたは第三者を利用して関係者に対し、詐術、暴力的行為、または脅迫的言辞を用いたこと

3. 前項各号のいずれかに該当した契約者は、当社が当該解除により被った損害を賠償する責任を負うものとし、自らに生じた損害の賠償を当社に求めることはできないものとします。

第13条（見本・カタログ等と提供内容の相違による契約の解除等）

購入者が見本・カタログ等により申込みをした場合において、引渡された本商品が見本・カタログ等と相違している場合は、購入者は、速やかに当社が指定する方法で当社に本商品の交換を申し出るか、または、当該売買契約を解除することができるものとします。

第14条（早期一括返済）

1. 購入者は、当社等に申し出ることにより、分割払金の残額を一括して支払うことができるものとします。
2. 購入者が約定支払期間の途中で分割払金の残額を一括して支払ったときは、78分法又はそれに準ずる当社所定の計算方法により算出された申出月を含む期限未到来の利息の払い戻しを当社に請求できるものとします。ただし、当社所定の請求締日後の申出の場合は、申出月の翌月以降に発生する期限未到来の利息の払い戻しのみを請求できるものとします。

第15条（割賦債権の譲渡）

当社は、購入者に対する本契約に基づく債権を第三者に譲渡することがあります。この場合において、購入者は、当該債権の譲渡及び当社が購入者の個人情報譲渡先に提供することをあらかじめ同意するものとします。

第16条（個人情報の取扱い）

当社は購入者に関する個人情報の取扱いに関するプライバシーポリシーを定め、これを当社のホームページ等において公表します。

第17条（合意管轄裁判所）

購入者は、本契約について紛争が生じた場合、訴額の如何にかかわらず、当社の本店所在地を管轄する地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに同意するものとします。

付則

平成28年3月23日施行

平成28年4月 7日改訂

平成28年4月22日改訂

平成28年5月20日改訂

平成28年7月1日改訂

平成29年4月27日改訂